



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 相続税・贈与税の申告とマイナンバー

はじめに

平成28年1月1日以降に税務署等に提出する一定の書類についてマイナンバー（個人番号）を記載することになりましたが、相続税や贈与税の申告書についてもこのマイナンバーを記載することになっています。

これに伴い、国税庁が平成28年7月8日に『相続税・贈与税に関するFAQ』を公表していますので、今回はこのFAQの一部をご紹介します。

1. 記載の対象となる申告書

相続税は平成28年1月1日以降に発生した相続に関する申告書について記載が必要です。（Q1-1）

贈与税は平成28年1月1日以降に受けた贈与に関する申告書について記載が必要です。（Q2-1）

2. 記載の対象となる個人

相続税の申告書には被相続人と相続人のマイナンバーを記載します。ただし、被相続人のマイナンバーを確認できない場合は記載せずに提出できます。（Q1-2）

贈与税の申告書には受贈者のみマイナンバーを記載します。贈与者は記載不要です。誤って贈与者のマイナンバーを記載してしまった場合はマスキングして提出します。（Q2-4）

3. 本人確認書類の提示または写しの添付

相続税の申告書には相続人の本人確認書類（通知カードもしくはマイナンバーが記載された住民票および運転免許証等の身分証明書、またはマイナンバーカードの両面）のコピーを添付して提出します。被相続人の本人確認書類のコピーを添付する必要はありません。（Q1-3、Q1-4）

贈与税の申告書には受贈者の本人確認書類のコピーを添付して提出します。（Q2-6）

なお、本人確認書類のコピーの添付が必要な人のうち、申告書を税務署の窓口を持ち込む人はコピーの添付に代えて本人確認書類を窓口で提示しても構いません。

4. 住民票を利用する場合

住民票のコピーを申告書に添付する場合で、世帯全員の住民票を利用することで相続人や受贈者以外の人のマイナンバーが記載されている場合は、

そのナンバーをマスキングして提出します。（Q1-5、Q2-2）これは、相続時精算課税を選択した贈与税の申告書に贈与者の住民票の写しを添付する場合も同様です。贈与者のマイナンバーの記載は必要ありませんので記載されている場合はマスキングします。（Q2-5）

5. 相続人間で書面を回付する場合

相続税の申告書を作成する際に、同一の書面に複数の相続人が必要事項を記入し押印することがあります。この場合の一人目の相続人がマイナンバーを記入した書面を二人目の相続人へ渡す行為には特段の法的規制はありません。二人目の相続人が一人目の相続人の本人確認を行う必要もありません。（Q1-4）

また、贈与において受贈者が贈与税の申告を行う前に死亡した場合には受贈者の相続人が贈与税の申告を行いますが、この場合に作成する申告書付表を相続人間で渡す場合も同様です。特段の規制や本人確認の必要はありません。（Q2-6）

6. 申告書の控え

税務署へ申告書を提出する場合、後で申告内容を見返したり税務調査に対応したりするために提出した原本と同じ内容の控えを手元に残しておきます。ところが他人のマイナンバーは法律で規定する場合以外は収集または保管することができないことから、他の相続人のマイナンバーが記載された相続税の申告書の控えを保管することはできません。このため、保管する控えにはマイナンバーが記載されないような措置を講じることが必要です。（Q1-6）

また、贈与税の申告書には通常、受贈者本人のマイナンバーのみが記載されていますので控えの保管にあたり相続税の申告書のような問題はありませんが、マイナンバーが漏えいするリスクを軽減するために贈与税の申告書の控えにもマイナンバーが記載されないような措置を講じることが求められています。（Q2-3）

おわりに

マイナンバーを記載することを求められたり記載しないことを求められたりややこしいですが、いずれにしてもマイナンバーの取扱いには十分ご注意ください。（担当：山田）

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止